重要事項説明書 (居宅介護用)

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、 社会福祉法第76条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注 意いただきたいことを説明するものです。

1 事業主体概要

事業主体名	株式会社 オアシス
代表者氏名	中川 雄立
本社所在地	福井県小浜市雲浜1丁目8番8号
(連絡先及び電話番号等)	TEL 0770-53-5500 FAX 0770-53-5505
法人設立年月日	平成 16 年 3 月 18 日

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1)事業所の所在地等

事業所名称	訪問介護ステーション おあしす			
指 定事業所番号	福井県 1810300242 号(令和 6 年 4 月 1 日指定) (居宅介護)			
事業所所在地	福井県小浜市雲浜1丁目8番8号			
連絡先	TEL 0770-53-5500 FAX 0770-53-5505			
事業所の通常の 事業実施地域	小浜市全域、若狭町全域			
事業開始年月日	平成 30 年 4 月 1 日			

(2)事業の目的および運営方針

事業の目的	株式会社オアシス(以下「事業者」という。)が開設する訪問介護ステーションおあしす(以下「事業所」という。)が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)に規定する指定居宅介護、指定重度訪問介護(以下「指定居宅介護等」という。)の事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に対する適切なサービスを提供することを目的とする。
運営方針	事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、次に掲げる援助を適切かつ効果的に行う。 (1) 指定居宅介護については、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び援助その他の生活全般にわたる援助 (2) 指定重度訪問介護については、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する利用者に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助 2 事業所は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ってサービスの提供を行う。3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。 4 事業所は、福井県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月20日福井県条例第

65号) その他関係法令を遵守し、事業を実施する。

(3)事業所窓口の営業日及び営業時間

営	営 業 日		月曜日から日曜日までとする。
営業	営 業 時 間		午前7時から午後10時までとする。

(4)サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から日曜日までとする。
サービス提供時間	午前 7 時から午後 10 時までとする。

(5)事業所の職員体制

管 理 者 山 﨑 正 美

職 種	職務内容	人員数
管理者	1 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1人
サービス提供責任者	 利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、障害福祉サービスが適切に行われるようアセスメントを実施し、援助の目標を達成するための手順と所要時間を明確にした手順書を作成します。 利用者及びその家族の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成します。 利用者及びその同居の家族に居宅介護計画の内容を説明し、同意を得て交付します。 居宅介護計画の実施状況の把握を行ない、必要に応じて居宅介護計画の変更を行います。 指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整を行います。 居宅介護従業者(以下「ヘノレパー」という)等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行います。 ハノレパーに対して、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。 	常 2 非 3 に 兼 合 旨 を 場 の そ 載)

ヘルパー	1 居宅介護計画に基づき、居宅介護サービスを提供します。2 サービス提供後、サービスの提供日、内容、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。	常 勤 2人 非常勤 3人
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常 勤 1 人 非常勤 1人

3 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1)提供するサービスの内容について

サー	ビス区分と種類	サービスの内容
居宅介護計画の作成		利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の 目標に応じて具体的なサービス内容を定めた手順書を作成 し、この手順書を元に居宅介護計画を作成します。
	食事介助	食事の介助を行います。
身	入浴介助・清拭	入浴の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。
体介	排せつ介助	排せつの介助、おむつ交換を行います。
護	更衣介助	衣服の着脱の介助を行います。
	通院等の介助	通院等の介助を行います。*医療行為は行いません。
家事	買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。 預貯金の引き出しや預け入れは行いません。
援	調理	利用者の食事の用意を行います。
助	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。

洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
その他	関係機関への連絡等必要な家事を行います。
通院等介助	通院等又は官公署並びに指定相談支援事業所への移動(公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る)のための屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続、移動等の介助を行います。

(2)ヘルパーの禁止行為

ヘルパーはサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

- ①医療行為
- ②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④利用者の同居家族に対するサービス
- ⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス(大掃除、庭掃除など)
- ⑥利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦身体拘束その他利用者の行動を制限する行為

(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)

- ⑧その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- (3)提供するサービスの料金とその利用者負担額について

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み(1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定)となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

※ 障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

提供時間	30 分未満		30 5) 以上	1 時	間以上	1 時間 30 分以上	
	30 %	不 個	1 時間	引未満	1時間30分未満		2 時間未満	
内容	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
	2560 円	256 円	4040 円	404 円	5870 円	587 円	6690円	669 円
身	2 時間	以上	2 時間 30 分以上		3 時間	引以上		
体	2 時間 3	0 分未満	3 時間未満		30 分年	記に加算		
介護	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額		
吱	7540 円	754 円	8370円	837円	9210円	830円		
提供時間	30 分未満		30 分以上		45 分以上		1 時間以上	
			45 分	未満	1 時間未満		1 時間 15 分未満	
内容	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
家事援助	1069円	106円	1530円	153円	1970円	197 円	2390 円	239 円
	1 時間 1	.5 分以上	1 時間 3	30 分以上				
	1 時間 30 分未満		15 分年	毎に加算				
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額				
	2390 円	239 円	2750 円	275 円				
提供時間	30 分未満		30 分以上		1 時間以上		1 時間 30 分以上	
			1 時間未満		1 時間 30 分未満		30 分毎に加算	
内容	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
ない場合 体介護を伴わ 原等介助(身	1060円	106円	1970 円	197 円	2750 円	275 円	3450 円	690円

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅介護計画に位置 づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間 が大幅に異なる場合は、居宅介護計画の見直しを行ないます。
- ※ サービス提供を行う手順書等により、市町村が2人派遣を認めた場合は、利用者の同意 のもとヘルパー2人を同時派遣しますが、その場合の費用は2人分となり、利用者負担額 も2倍になります。
- ※ 利用者の体調等の理由で居宅介護計画に予定されていたサービスが実施できない場合、 利用者の同意を得てサービス内容を変更することができます。この場合、事業者は変更後 のサービス内容と時間により利用料金を請求いたします。
- ※ 通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間(20~30分程度以上)を要しかつ食事や着替えの介助、排泄介助など外出に際しての身体介護を行う場合には、「通院等介助(身体介護を伴う場合)」を算定します。
- ※ 「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の前後において、居宅における外出に直接関係しない身体介護(例:入浴介助、食事介助など)に30分~1時間以上を要しかつ当該身体介護が中心である場合には、通算して「身体介護」を算定します。
- ※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

【加算項目】

① サービス提供の時間帯により下表のとおり料金が加算されます。 (円未満の端数は四捨五入)

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	午前6時から午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午後10時から午前6時まで
加算割合	100 分の 25		100 分の 25	100分の50

② 事業所のとっている体制又は、対応の内容等により、下表のとおり料金が加算されます。(円 未満の端数は四捨五入)

	加算項目		加算項目 利用料		利用者負担額	算定回数等
初	回	加算		2000円	左記の1割	初回月、1回のみ

※ 初回加算は、新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、初回のサービス提供と同月内に、サービス提供責任者が、自らサービス提供を行う場合又は他のヘルパーがサービス提供を行う際に同行した場合に加算します。

4 その他の費用について

① 交通費	(運営規程の記載内容を記載)					
	サービスの利用をキャンセルする場間に応じて、下記によりキャンセル	合、キャンセルの連絡をいただいた時 料を請求させていただきます。				
②キャンセル料	利用日の前日までに連絡があった場	合	キャンセル料は不要です			
	利用日までに連絡が無く、ヘルパー 訪問した場合	·が	が 1提供当たりの料金の 500円を請求いたします。			
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。						
③サービス提供にあたり必要となる利用者 の居宅で使			利用者(お客様)の別途負担			
用する電気、ガス、水道の費用			となります。			
④通院等介助等におけるヘルパーの公共交通機関等の交						
通費						

5 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額そ の他の費用の支 払い方法につい 7

- ★利用料利用者負担額及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計 算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。
- ★上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利 用者あてにお届け(郵送)します。

(ア)現金支払い (イ)利用者指定口座からの自動振替

(ウ)事業者指定口座への振り込み

振込先金融機関名:小浜信用金庫 西津支店

口座番号:0114502 口座名義人:株式会社オアシス

- ※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日か ら3月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合には、契約を 解約した上で、未払い分をお支払いただくことがあります。
 - 6 担当ヘルパーの変更を希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当へ ルパーの変更を希望される場 イ 連絡先電話番号 (電話番号) 合は、右の相談担当者までご相 談ください。

ア 相談担当者氏名 (氏名)

同 ファックス番号 (ファックス番号)

ウ 受付日および受付時間 (受付曜日と時間帯)

- ※ 担当ヘルパーの変更に関しては、利用者等の希望を尊重して調整を行いますが、当事業所 の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。
- 7 サービスの提供にあたっての留意事項
 - (1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限 月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速や かに事業者にお知らせください。

(2) 居宅介護計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及びその家族の意向に配慮しながら「居宅介護 計画」を作成します。作成した「居宅介護計画」については、案の段階で利用者及びその 同居の家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただく ようお願いします。

サービスの提供は「居宅介護計画」にもとづいて行ないます。実施に関する指示や命令 はすべて事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者等の訪問時の状況や意 向に充分な配慮を行ないます。

(3) 居宅介護計画の変更等

「居宅介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

また、サービス利用の変更・追加は、ヘルパーの稼働状況により利用者が希望する時間 にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に 提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(4) 担当ヘルパーの決定等

サービス提供時に、担当のヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のヘルパーや訪問するヘルパーが交代する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者から特定のヘルパーを指名することはできませんが、ヘルパーについてお気づき の点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

(5) サービス実施のために必要な備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等(水道、ガス、電気を含む)は無償で使用させていた だきます。また、ヘルパーが事業所に連絡する場合の電話を使用させていただく場合があ ります。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年法律第 79 号)」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施しています。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、適切な取り 扱いに努めるものとします。 ①利用者及びそ O 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供 の家族に関す をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏ら る秘密の保持しません。 O また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても について 継続します。 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるた め、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持す るべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。 ○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会 議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供 しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあら かじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サ ービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。 ②個人情報の保 | ○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙による 護について ものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理 し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示する こととし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅 滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしま す。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

10 緊急時の対応方法について

① サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

	氏 名	続柄
	住 所	
【家族等緊急連絡先】	電話番号	
	携 帯 電 話	
	勤 務 先	
	医療機関名	
【主治医】	氏 名	
	電話番号	

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 東京海上日動火災保険株式会社

保険名 超ビジネス保険

12 身分証携行義務

居宅介護従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から 提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保 健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 連絡調整に対する協力

居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

15 他の指定障害福祉サービス事業者等との連携

指定居宅介護の提供に当り、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

16 サービス提供の記録

① 指定居宅介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確

認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。

(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

- ② 指定居宅介護の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。
- ③ これらの記録はサービス提供を行った日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- 17 指定居宅介護サービス内容の見積もりについて

契約に際して、利用者のサービス内容に応じた見積もり(契約書別紙)を作成します。

18 苦情解決の体制及び手順

(1) 提供した指定居宅介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付ける ための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

本事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業 所に対するご意見などもいただいています。本事業所への苦情や意見は第三者委員に相 談することもできます。

- (2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - ①苦情の受付

苦情受付担当者は、利用者からの苦情を随時受け付けます。その際、苦情の内容、希望等を 書面に記入し、苦情申出人に確認します。

②苦情受付の報告

苦情受付担当者は、受理した苦情を苦情解決責任者に報告します。

③苦情解決の話し合い

苦情解決責任者は管理者と十分検討のうえ、苦情申出人との話し合いによる解決に努めます

【事業者の窓口】	所 在 地 小浜市雲浜1丁目8番8号
訪問介護ステーション おあしす	電話番号 0770-53-5500
【小浜市の窓口】	所 在 地 小浜市南川町 4番 31号
小浜市役所 高齢・障がい者元気支援課	電話番号 0770-64-6014(直通)
【若狭町の窓口】 若狭町役場上中庁舎 福祉課	所 在 地 三方上中郡若狭町市場 20-18 電話番号 0770-62-1111
運営適正化委員会	所 在 地 福井市光陽 2 丁目 3 番 22 号
ハート支援室	電話番号 0776-24-2347

21 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日 年 月 日

	所 在 地	福井県小浜市雲浜1丁目8番8号
	法人名	株式会社オアシス
事業	代表者名	代表取締役 中 川 雄 立
者	事業所名	訪問介護ステーションおあしす
	説明者氏名	山 﨑 正 美 ⑩

事業者から上記内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

∓ II	利用者	住	所	
利用有	氏	名	(m)	

代 理 人	住	所	
	氏	名	₽

個人情報使用同意書

私が、貴事業所の指定障害福祉サービス訪問介護ステーションおあしすを利用するにあたり、私 及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用するこ とに同意します。

記

1 使用する目的

事業者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関連する法令に基づき、私に行うサービスを円滑に実施するため、サービス担当者会議又は私が利用する他のサービス事業者等と情報の共有が必要な場合に使用する。

2 使用に当たっての条件

- (1) 個人情報の提供は、上記1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 事業者は、個人情報を使用した会議の内容、参加者、経過等について、記録しておくこと。

3 個人情報の内容(例示)

- (1) 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業所が、サービスを提供するために最小限必要な利用 者やその家族個人に関する情報
- (2) その他利用者及びその家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうる情報

4 使用する期間

令和 年 月 日からサービス利用契約終了時までとする。

令和	年	月	日					
株式	会社ス	トアシブ	ζ					
訪問介	護ステ	ーショ	ョンおあし	ンす 御	†			
【利	用	者】	住所					
			氏名					

 氏名
 印

 【利用者代理人】 住所
 (続柄) 印

 【家族代表者】 住所
 (続柄) 印